

一般財団法人 三鷹市勤労者福祉サービスセンター
共済給付金申請書・請求書



三鷹市勤労者福祉サービスセンター 御中

令和 年 月 日

事業所名	
自宅住所	
申請者氏名 会員 (共済金受取人)	(印)

会員番号	—						
電話番号							
給付金額	百	十	万	千	百	十	円

月日	共済事由名称	数量	単位	単価	金額
受取方法	1. 窓 <input type="checkbox"/> 2. <input type="checkbox"/> 座振込 普通・当座 銀行・農協 信金・信組 店	契約	三勤福第 号	合計	
	<input type="checkbox"/> 座番号 _____	検査	令和 年 月 日 (印)	台帳登記 (印)	印鑑照合及び代理権査了
	フリガナ _____		令和 年 月 日 (印)		
	<input type="checkbox"/> 座名義人 _____				

◎ 申請する共済事由 (該当する項目の 欄に 印をつけてください)

祝金	<input type="checkbox"/> 会員の結婚 (1回のみ 10,000円)	配偶者氏名		配偶者の生年月日	年 月 日
		婚姻届提出日	令和 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 会員の子の出生 (1人につき 10,000円)	子供の氏名		続柄	
		出産者氏名 出産日		令和 年 月 日	出産
	<input type="checkbox"/> 会員の子の小学校入学 (1人につき 10,000円)	生徒氏名		入学日・学校名	令和 年 月 日 小学校入学
	<input type="checkbox"/> 会員の子の中学校卒業 (1人につき 10,000円)	生徒氏名		卒業日・学校名	令和 年 月 日 中学校卒業
	<input type="checkbox"/> 会員の20歳 (10,000円)	会員の生年月日	平成 年 月 日生		
定年退職祝金	<input type="checkbox"/> 60歳以上の定年退職者で 継続在会 30年以上 (10,000円)	会員の退職日	令和 年 月 日付退職		
		在職期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日間		
	<input type="checkbox"/> 60歳以上の定年退職者で 継続在会 15年以上 (5,000円)	退職理由			
弔慰金	<input type="checkbox"/> 60歳未満の会員	死亡者氏名・年齢		男・女 (歳)	
	<input type="checkbox"/> 60歳以上 75歳未満の会員	死亡年月日		令和 年 月 日 死亡	
	<input type="checkbox"/> 75歳以上の会員	会員との関係 (本人以外)	<input type="checkbox"/> 父 (会員の 実・養・継父) *配偶者の親は対象外		
	<input type="checkbox"/> 配偶者		<input type="checkbox"/> 母 (会員の 実・養・継母) *配偶者の親は対象外		
<input type="checkbox"/> 親 (会員の 実・養・継父母のいずれか)	<input type="checkbox"/> 配偶者 (内縁の配偶者も含む)				
<input type="checkbox"/> 子		<input type="checkbox"/> 子 (妊娠 28 週以上の子を含む)			
見舞金	<input type="checkbox"/> 入院見舞金 (10,000円)	傷病名		病院名	
		入院期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 日間		

☆ 裏面の注意事項をよくお読みください。
ご記入いただいた個人情報パソコン上に登録し、給付・補助の管理及び統計に利用させていただきます。それ以外の目的に使用することはありません。

給付入力	会員入力	受付

共済給付金請求にあたっての注意事項

- 1 共済給付金は、新規に会員となった日（入会日）から6ヶ月経過した翌月1日以降に発生した事由について請求することができます。申請期限は、共済事由が発生した日から1年以内です。
- 2 ご夫婦ともに会員の場合、一部の給付金を除き、ご夫婦2人それぞれに支給します。
- 3 災害救助法が適用される大震災、大火、台風などが発生したときは、当該災害に起因する『死亡弔慰金』『入院見舞金』は支給できません。
- 4 会費の未納があるときは、共済給付金の支払いを停止します。

共済給付金を請求できる事由

1 祝 金	<p>(1) 結婚祝金…会員が結婚をしたとき（民法に定める婚姻をしたときをいう）初婚、再婚問わず、1回に限る。</p> <p>(2) 出生祝金…会員または配偶者が出産したとき ただし、出産には、死産・流産は含まない。</p> <p>(3) 入学祝金…会員の子（養子・継子を含む）が小学校に入学したとき</p> <p>(4) 卒業祝金…会員の子（養子・継子を含む）が中学校を卒業したとき</p> <p>(5) 20歳の祝金…会員が20歳に達したとき</p> <p>(6) 定年退職祝金…60歳以上の事業所会員（事業主・経営者、個人会員は除く）で在会期間が継続して30年以上の会員及び15年以上の会員が、定年退職となったとき</p> <p style="text-align: center;">注）継続在会15年以上の会員については、改正前（2020年3月31日まで）の結婚周年祝金を受給していない会員に限りです。なお、継続在会15年以上の定年退職祝金は、2030年3月31日で廃止となります。</p>
2 死亡弔慰金	<p>会員、会員の配偶者（内縁含む）、親（実、養、継父母のいずれかに限る。配偶者の親は除く）、子（妊娠28週以上の子含む）が死亡したとき</p>
3 入院見舞金	<p>会員が傷病により連続で14日以上入院したときは、退院後見舞金を支給します。ただし、異なる傷病であっても1年度1回に限る。</p>

上記共済給付金の請求に際しては、共済事由に関する次の書類を提出してください。（全てコピー可）

祝 金 … 「戸籍謄本」「母子手帳」「就学通知書」「卒業証明書」「事業所が発行する定年退職を証する書類で社判が押印されているもの」など、各々の共済事由を証明できるもの

弔 慰 金… 死亡の確認ができるもの及び死亡された方と申請者との続柄が分かるもの
ただし、会葬礼状等は添付書類から除く。

入院見舞金… 医療機関の証明書など、入院期間が記載されているもの